

介護福祉士国家試験対策講座

障害の理解

1

出題基準（大項目）

- 1 障害の基礎的理解
- 2 障害の医学的・心理的側面の基礎理解
- 3 障害のある人の生活
と障害の特性に応じた支援
- 4 連携と協働
- 5 家族への支援

2

障害の基礎的理解

1) 障害の概念



3

障害の捉え方

社会モデル

- 環境因子
 - 機能障害
 - 活動制限
 - 参加制約
- 環境と個人因子

医学モデル

- 個人因子
(個人の問題・特性)
- 病気・外傷 → 障害
- 医療 → 障害が軽くなる

4

ICIDH (国際障害分類)

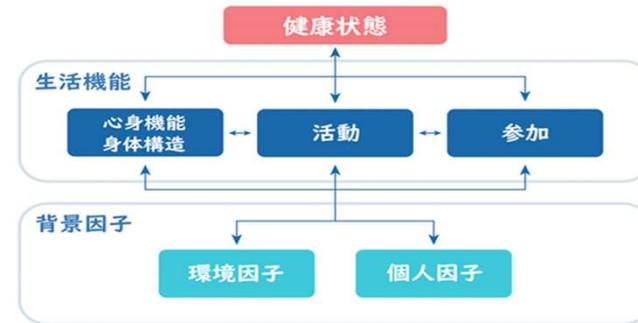


「障害」を
マイナス面と
とらえていた。



5

1) 障害の概念 ICF (国際生活機能分類)



6

問題 1

ICF (国際生活機能分類) は、医学モデルから社会モデルへの転換として位置付けられた



医学モデルと社会モデルを統合したものと位置付けられた。



7

障害児 ・者の定義規定

- 1 障害者基本法
- 2 障害者総合支援法
- 3 身体障害者福祉法
- 4 知的障害者福祉法
- 5 精神保健福祉法
- 6 発達障害者支援法
- 7 児童福祉法



8

障害の定義

障害者基本法

- ・身体障害
- ・知的障害
- ・精神障害（発達障害を含む）
- ・その他の心身の機能の障害がある者
- ・継続的に制限を受ける状態にあるもの



9

障害の定義

障害者総合支援法

障害者

- ・身体障害者・知的障害者
 - ・精神障害者（発達障害を含む）
 - ・治療法が確立していない疾病
 - ・特殊な疾病
 - ・18歳以上
- 障害児

10

障害の定義

身体障害者福祉法

- 身体障害者
- ・身体障害程度等級表に掲げる身体上の障害がある18歳以上であるもの
 - ・都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの

11

障害の定義

知的障害者福祉法

定義規定なし

12

障害の定義

精神保健福祉法

精神障害者

- ・統合失調症
- ・精神作用物質による急性中毒
- ・その他の依存症、
- ・知的障害、
- ・精神病質その他の精神疾患

13

障害の定義

発達障害者支援法

発達障害者

- ・発達障害（自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害）
- ・発達障害、社会的障壁により日常生活に制限を受ける者

14

障害の定義

児童福祉法

障害児

- ・身体に障害がある児童
- ・知的に障害
- ・精神に障害（発達障害）
- ・治療法が確立していない疾病、特殊な疾病
- ・障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である

15

2) 障害福祉の基本理念



16

ノーマライゼーションとは・・・
 障害がある人にも
 「普通の暮らしを」・・・
 という考え方。



17

ノーマライゼーション
 (デンマーク)

・ニルス・エリック・
 バンク-ミケルセン

ノーマライゼーションを
 世界で初めて提唱した



ノーマライゼーションの
 父

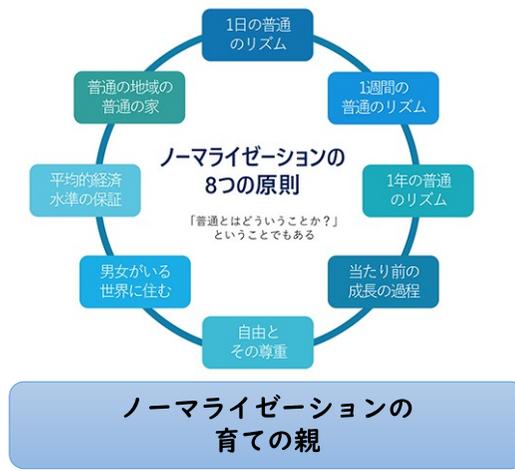


18

ノーマライゼーション
 (スウェーデン)

・ベクト・ニリエ

ノーマライゼーションの
 「8つの原理」



19

ノーマライゼーション
 (日本)

・糸賀 一雄

・近江学園 (1946年)
 ・びわこ学園 (1963年) を設立
 『この子らを世の光に』



20



リハビリテーションとは??

世界保健機関 (WHO) の定義

「全人間的復権」
再び適した状態にする



21

医学的リハビリテーション

リハビリテーションの領域

身体機能、心理的能力などをのばす




22

リハビリテーションの領域

教育的リハビリテーション

学習・生活上の困難の改善
克服を目指す




23

リハビリテーションの領域

職業的リハビリテーション

障害者の雇用の獲得
職場復帰




24

リハビリテーションの領域

社会的リハビリテーション

介護



社会生活力を高める



25

リハビリテーションの段階




```

    graph LR
      A[急性期リハビリテーション] --> B[回復期リハビリテーション]
      B --> C[維持期リハビリテーション]
      D[発症直後] --> E[集中的・包括的]
      E --> F[生活機能の維持・向上]
  
```

26

その他の障害者福祉の基本理念



| | |
|------------------------|---|
| ソーシャル・インクルージョン (社会的包括) | 全ての人を社会的孤立や排除などから援護し、社会の一員として共に生き、支え合う。 |
| IL運動 (自立生活運動) | 障害者自身による自己決定の尊重を主張 |
| アドボカシー (権利擁護) | 代弁機能、権利擁護 |
| エンパワメント | 自分自身の力を取り戻す。自分自身の力で問題解決できる能力を得る。 |
| ストレングス | 利用者の持つ力 (意欲、能力、希望、長所など) |
| 国際障害者年 | 1981年障害者の完全参加と平等を目指して国連が決議 |

27

3) 障害者福祉の現状と施策



28



成年後見制度

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

29

障害や加齢によりひとりで決めることが心配な人の
その人らしい生き方と安心を支える

法定後見制度

ほうていこうけんせいど

判断能力が不十分な者
補助人

判断能力著しく不十分な者
保佐人

判断能力が欠けている者
成年後見人

補助 保佐 後見

法律行為
・財産管理
・身上監護



30

通帳を預かってもらう
 ホームヘルプ、配食、施設を探したい
 公共料金や医療費の支払い
 預金の出し入れをしたい



日常生活自立支援事業

社会福祉協議会による福祉サービスの利用援助



31

障害者総合支援法

市町村

介護給付
 ● 居宅介護(ホームヘルプ)
 ● 重度訪問介護
 ● 同行支援
 ● 行動援護
 ● 重度障害者等包括支援
 ● 短期入所(ショートステイ)
 ● 療養介護
 ● 施設入所支援

自立支援給付

訓練等給付
 ● 自立訓練
 ● 就労移行支援
 ● 就労継続支援
 ● 共同生活援助(グループホーム)
 ● 従来のケアホームは、グループホームに一元化されました。

自立支援医療
 ● 更生医療 ● 育成医療
 ● 精神通院医療
 ● 実施主体は都道府県等
 補償員

障害者
児

地域生活支援事業

● 理解促進研修・啓発
 ● 自発的活動支援
 ● 相談支援
 ● 成年後見制度利用支援
 ● 成年後見制度法人後見支援
 ● 意思疎通支援
 ● 日常生活用具の給付又は貸与

● 手話専任員養成研修
 ● 移動支援
 ● 地域活動支援センター
 ● 福祉チーム
 ● その他の日常生活又は社会生活支援

支援

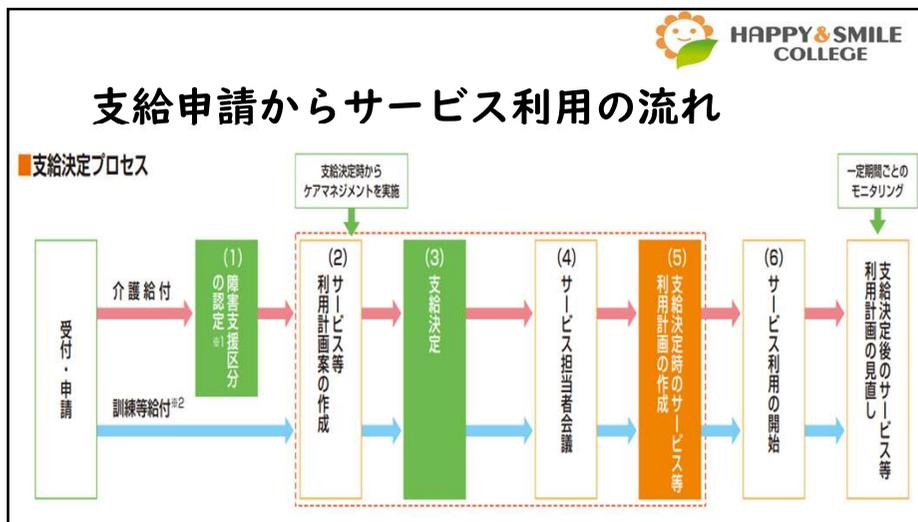
地域生活支援事業

● 専門性の高い相談支援を行う者の養成・派遣
 ● 意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整 等

都道府県



32



33

① 自立支援給付：介護給付費

| | |
|----------------|---|
| ① 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ② 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| ③ 同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| ④ 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |

34

① 自立支援給付：介護給付費（訪問系）

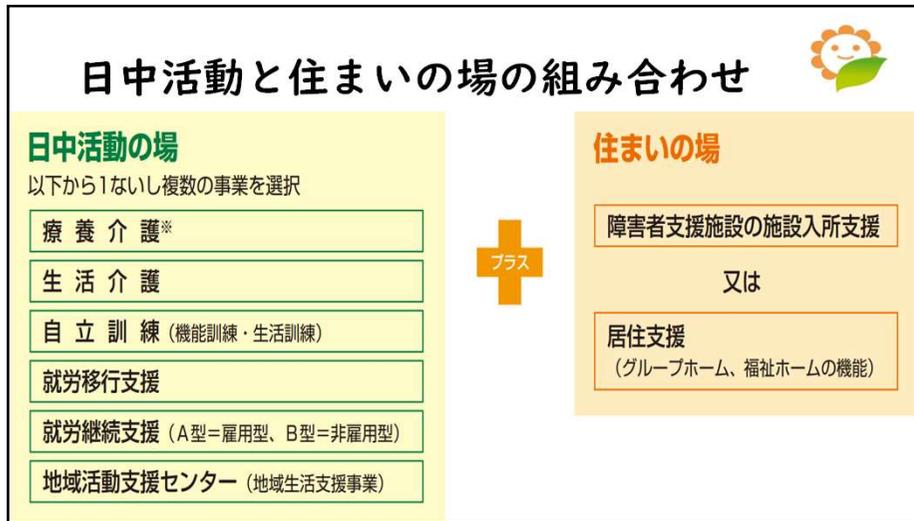
| | |
|--------------------------|--|
| ⑤ 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |
| ⑥ 短期入所（ショートステイ） | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ⑦ 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| ⑧ 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

35

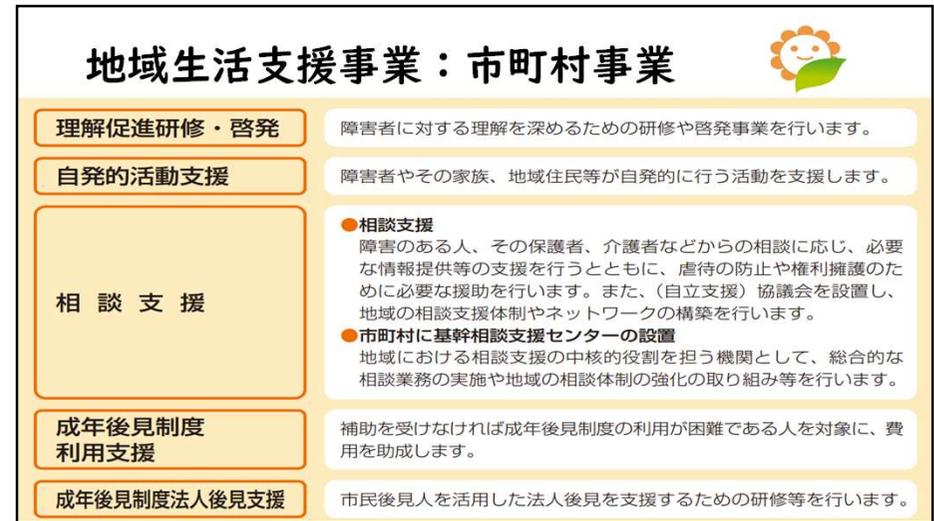
① 自立支援給付：訓練等給付

| | |
|--------------------------|--|
| ① 自立訓練 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。 |
| ② 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| ③ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。 |
| ④ 共同生活援助（グループホーム） | 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。* *平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。 |

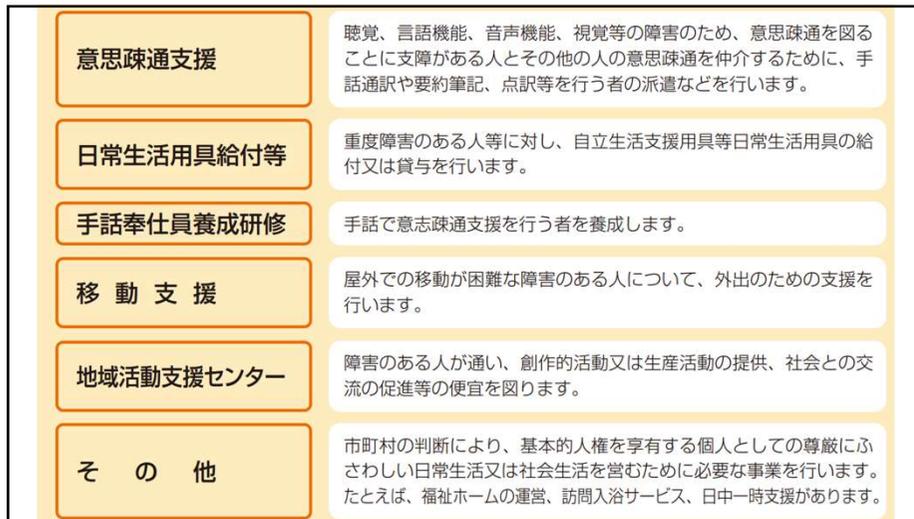
36



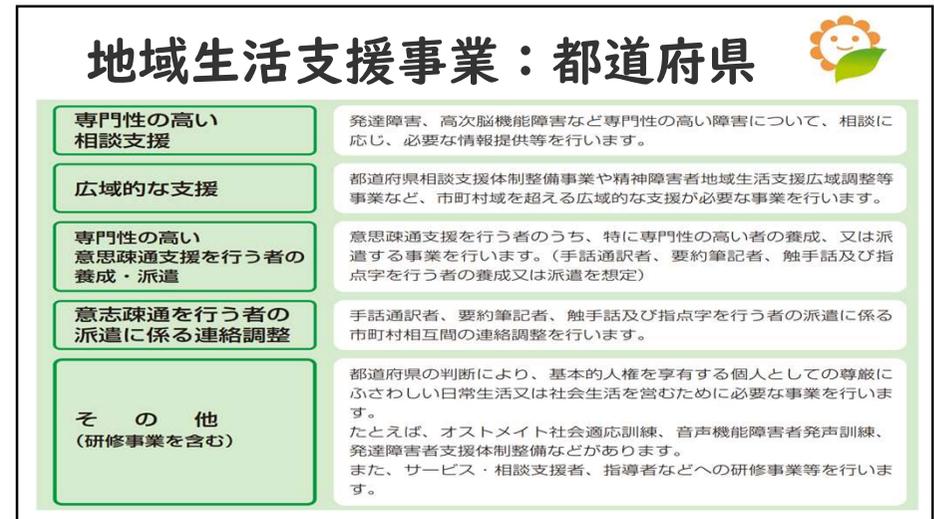
37



38



39



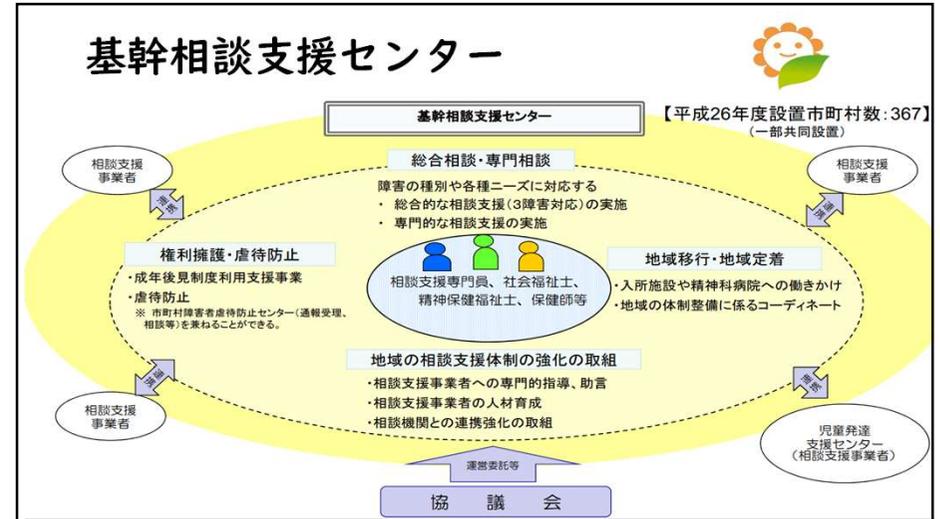
40

自立支援医療



| | 対 象 者 |
|---------------|---|
| 精神通院医療 | 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者 |
| 更生医療 | 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上） |
| 育成医療 | 身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満） |

41



42

障害者虐待防止法



障害者虐待の防止。障害者の養護者に対する支援等に関する法律

定義
 身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害である者であって障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

43



44

障害者虐待防止法（令和3年）



【調査結果（全体像）】

| | 養護者による 障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待 | (参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応) |
|--------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 市区町村等への 相談・通報件数 | 7,337件 (6,556件) | 3,208件 (2,865件) | 1,230事業所 (1,277件) |
| 市区町村等による 虐待判断件数 | 1,994件 (1,768件) | 699件 (632件) | 392件 (401件) |
| 被虐待者数 | 2,004人 (1,775人) | 956人 (890人) | 502人 (498人) |

(注1) 上記は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。カッコ内については、前回調査(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)のもの。

45

福祉施設従事者等による障害者虐待の推移

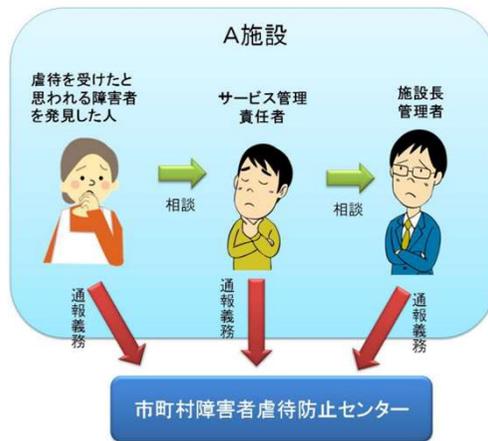
相談・通報件数は**12%増加**
 判断件数は**11%増加**
 被虐待者数は**7%増加**

全ての数値で過去最多を更新しています



46

障害者虐待への対応



47

障害者差別解消法 2016年4月施行

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 目的：共生社会の実現
- 障害を理由とする差別の禁止（不提供禁止）

国の行政機関・地方公共団体・事業者等に不当な差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を求めている。



48

例えば...



| | |
|---|---|
| <p>視覚障害（弱視）のAさん 【状態】 矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廊下側の前方の座席 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用 ○弱視レンズの活用 | <p>肢体不自由のBさん 【状態】 両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室を1階に配置 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置 ○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消 |
| <p>学習障害（LD）のCさん 【状態】 読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○板書計画を印刷して配布 ○デジタルカメラ等による板書撮影 ○ICレコーダー等による授業中の教員の説明等の録音 <p>※電子教材の活用技術について</p> | <p>知的障害のDさん 【状態】 知的発達が遅れがあり、短期的な記憶が困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○話し言葉による要点を簡潔な文字にして記憶を補助 |
| <p>病弱のEさん 【状態】 病気のため他の子供と同じように、運動することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育等の実技において、実施可能な課題を提供 | <p>聴覚障害（難聴）のFさん 【状態】 右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす） ○FM補聴器の利用 ○口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元が視覚的に見やすくする等） |

49

問題 2
 障害者虐待防止法で規定しているのは、
 養護者と障害者福祉施設従事者等による
 障害者虐待の2つと規定している。

×

養護者と障害者福祉施設従事者等、
使用者による障害者虐待の3つである。



50

2 障害の医学的・心理的側面の基礎理解

1) 障害のある人の心理



51

障害受容の過程





52

適応規制（防衛機制）

人が困難や危機などの
ストレスに接したとき

精神的な安定を保つために
無意識的に発動させる
心の反応



53

適応と適応規制

① 逃避

不快・緊張など
から逃げ出すこ
とで自己の安定
を求める



54

適応と適応規制 :

② 退行

不快・緊張などから逃げ出す
ことで自己の安定を求める



55

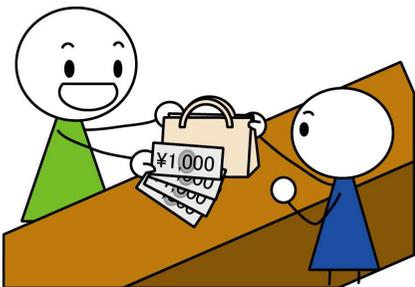
適応と適応規制 :

③ 抑圧

認めたくない欲求
や意識を意識化に
とじこめる



56

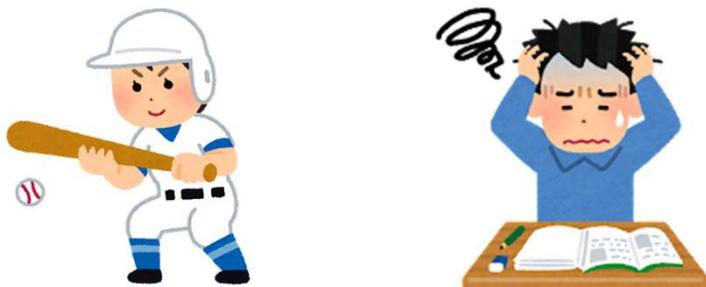


適応と適応規制：
④ 代償

代わりのもので我慢する



57

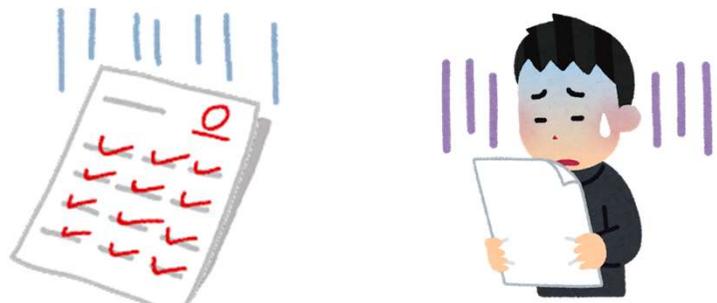


適応規制
⑤ 補償

失敗や劣等感を他のことで成果を出すことで埋める



58



適応規制
⑥ 合理化

不合理なことに何か理由をつけて納得する



59



適応規制
⑦ 昇華

抑圧された欲求を社会的に望ましい欲求に置き換える



60



適応規制
⑧ 同一化

相手の良いところを
自分自身と重ねて自
己評価を高める



61



適応規制
⑨ 投影・投射

受け入れがたい感
情を他者のものを
みなすこと



62



適応規制
⑩ 置き換え

怒りなどの負の感情を
他の対象に向け変える



63



適応規制
⑪ 反動形成

自分の抑圧された感情
と反対の行動をとる



64

問題 3
適応規制の1つである「反動形成」では、
適当な理由をつけて、自分を正当化しよ
うとする。



「合理化」

65

2) 障害の理解 生活課題と支援の 在り方

障害のある人の生活と障害の特
性に応じた支援



66



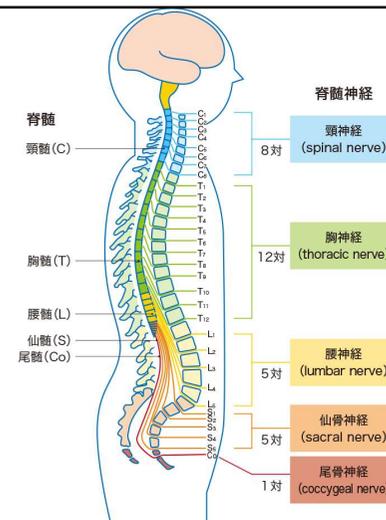
身体障害の種類 原因と特性

身体障害のある人の
生活理解と支援



67

肢体不自由 ・ 脊髄損傷



68

HAPPY & SMILE COLLEGE

脊髄損傷レベル

四肢麻痺

体幹・下肢麻痺

下肢麻痺 (対麻痺)

頸髄 Cervical

胸髄 Thoracic

腰髄 Lumbar

仙髄 Sacral

Cervical Spinal Cord Injury.com

69

HAPPY & SMILE COLLEGE

脊髄損傷

| 損傷レベル | 運動機能 | ADL |
|-------|--------------------------------|--|
| C1-C3 | 上肢、下肢、体幹の全てが麻痺 呼吸障害がある。 | 全介助 |
| C4 | 自発呼吸は可能。肩甲骨は上げられる。 | 全介助 |
| C5 | 肩と肘、前腕の一部を動かせる。 | 手を用いた動作以外のADLは 要介助 |
| C6 | 肩の力は不完全。 肘は動かせないが曲げることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助具を用いて食事、書字、ひげそりなど可能 ・ ハンドリムを工夫した車いすの工藤が可能 ・ 自分で更衣できるように上衣の着脱は座位で行い靴下にループを付けるよう勧める。 |
| C7 | 手関節までの動きはほぼ完全。 プッシュアップが可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自助具なしで食事が可能 ・ 整容と更衣が自立 ・ 寝返り、起き上がりが可能 |
| C8-T1 | 上肢がすべて使える | 車いすでのADLが自立 |

70

HAPPY & SMILE

脊髄損傷に伴う症状

| | |
|---------|---|
| 運動・知覚障害 | 同体位による同部位の皮膚圧迫が続くと褥瘡を生じやすくなる。 |
| 排便・排尿障害 | 尿意・排便がなくなり、排便のコントロールができなくなる。 |
| 発汗障害 | 麻痺部分の皮膚からの発汗が障害され、体からの熱の放射が減少しうつ熱の状態になりやすい。 |
| 起立性低血圧 | 臥位から座位になると血圧が下がり貧血状態となる。 車いすで起立性低血圧を起こした場合、背もたれを倒す |

71

HAPPY & SMILE COLLEGE

肢体不自由・脳性麻痺

72

脳性麻痺の種類

痙直型

アトローゼ型

強直型

混合型



73

問題 4
頸髄 (C5) の損傷では、自発呼吸が困難になり、人工呼吸器が必要になる。



頸髄 (C4) の損傷までは、
自発呼吸は可能。
頸髄 (C1-3) の損傷では、
自発呼吸が困難



74

知的障害の種類 原因と特性

知的障害のある人の生活理解と支援



75



ダウン症候群

World Down Syndrome Day



76

①標準型21トリソミー型

1 2 3 4 5 6 7 8
9 10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 X Y

・ダウン症の約95%に当てはまる
・通常であれば22本あるはずの常染色体が23本と1本多くなることで起こる

HAPPY & SMILE COLLEGE

77

図36.1 ダウン症候群 臨床遺伝医学より引用

最も共通した特徴：
平坦な顔面、内眼角贅皮、第5指の彎曲、猿線、短指症、虹彩のブラッシュフィールド斑

T21

さまざまな特徴：
・先天性心疾患（特に動脈管開存）
・白血病にかかりやすくなる
・十二指腸閉鎖
・ヒルシュスプルング病
・甲状腺機能低下症

全身の筋緊張の低下
足の第1指と第2指の間の空間

HAPPY & SMILE COLLEGE

78

発達障害のある人の生活理解と支援

発達障害の種類・原因と特性

ASD
自閉症スペクトラム
広汎性発達障害
アスペルガー 自閉症

LD
学習障害
ディスレクシア
ディスグラフィア
算数障害

ADHD
注意欠陥・多動性障害
不注意優勢型
多動性・衝動性優勢型
混合型

知的障害

HAPPY & SMILE COLLEGE

79

自閉症スペクトラム障 (ASD) : 特性・特徴

厚生労働省

①持続する社会的コミュニケーションと社会的交流の障害

②極限した教務と反復行動

HAPPY & SMILE COLLEGE

80

注意欠陥多動性障害 (ADHD) ：特性・特徴



多動性

衝動性

不注意

81

ASDとADHDの共通点

脳機能の障害

外観からわかりにくい

能力の凸凹がある

なまけている

わがままと誤解されがち

周囲の人たちに理解を得られにくい

二次的なこころの問題をかかえやすい



82



精神障害の種類 原因と特性

精神障害のある人の
生活理解と支援

83

統合失調症



84

症状：陽性症状

幻聴

被害妄想

幻覚

妄想

HAPPY & SMILE COLLEGE

85

症状：陰性症状

- 感情の平板化
- 会話の貧困
- 意欲低下
- 意思疎通不良
- 常同的思考

HAPPY & SMILE COLLEGE

86

治療の方法： 生物学的治療

- おもに使われる薬
抗精神病薬（中心となる症状を抑える）
- 場合によっては補助的に使われることがある薬
抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬、気分安定薬
*中心となる症状への効果は期待されていない

HAPPY & SMILE COLLEGE

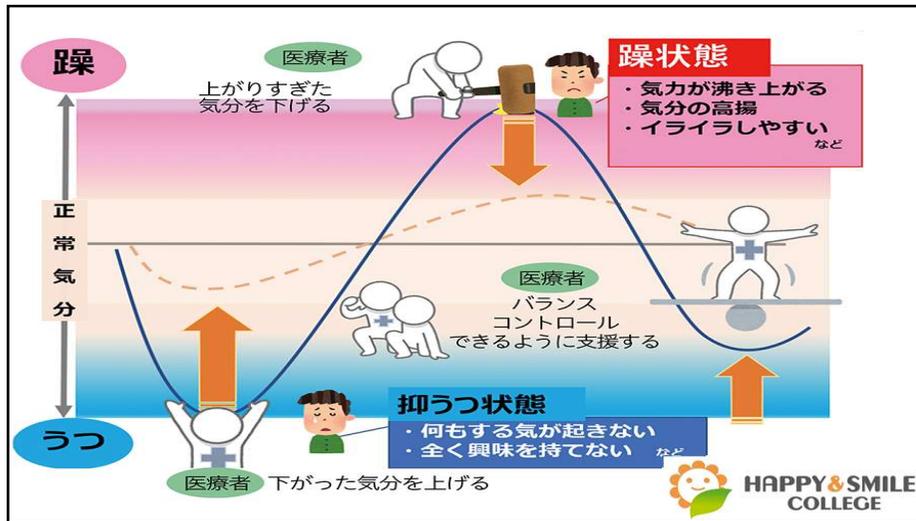
87

双極性障害
(躁うつ病)

躁とうつ
を繰り返す

HAPPY & SMILE COLLEGE

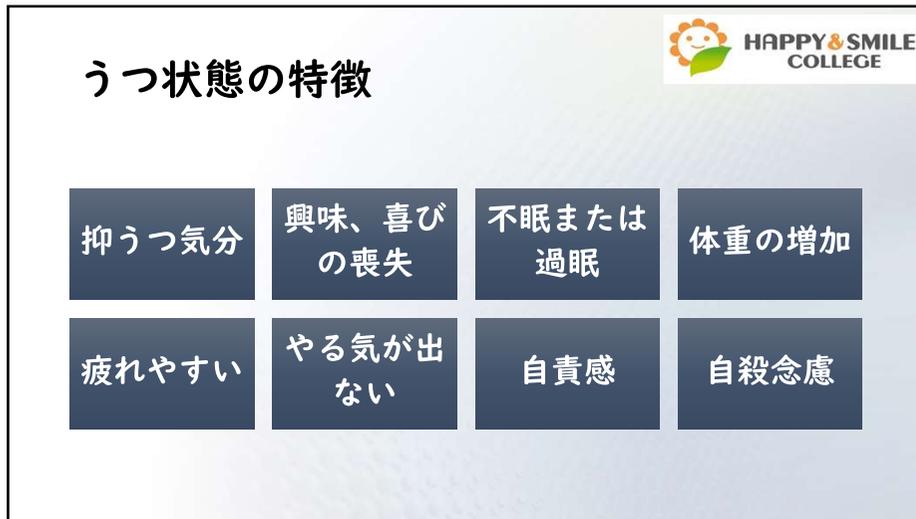
88



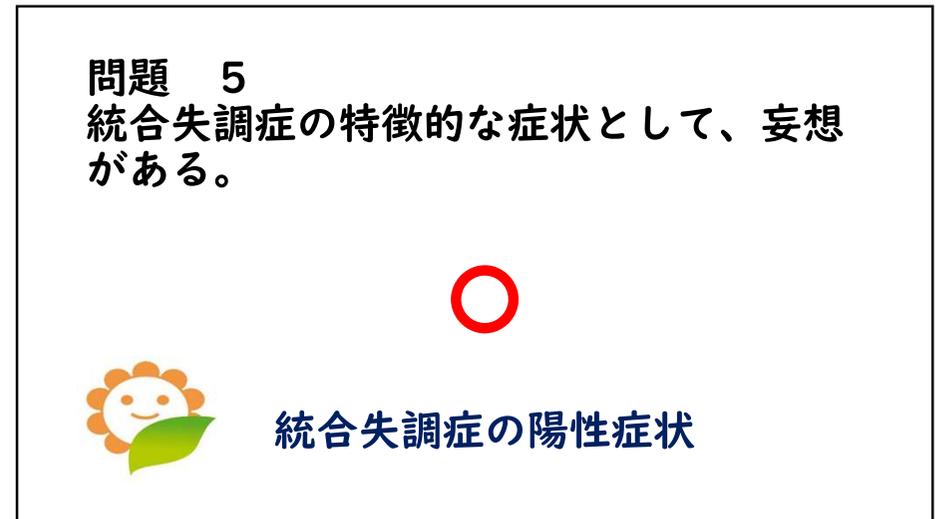
89



90



91



92

高次脳機能障害 の原因・特性

高次脳機能障害のある
人の生活理解と支援



93

記憶障害

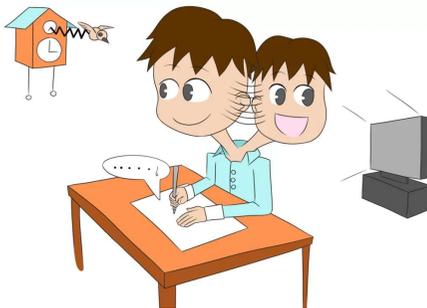
- 新しい出来事が覚えられない。
- 今みたこと聞いたことを忘れる。



94

注意障害

- 注意の持続・維持が困難
- 同時に2つ以上のことをすると混乱する



95

遂行機能障害

- 状況に応じた判断ができない。
- 計画して実行できない。



96

社会的行動障害

- 暴言・暴力
- 抑うつ
- 感情失禁



97

問題 6

高次脳機能障害の主な症状の一つである社会的行動障害では、自分で計画を立てて物事を実行することができない。



遂行機能障害

98

3) 難病の理解 難病の種類と特性

99

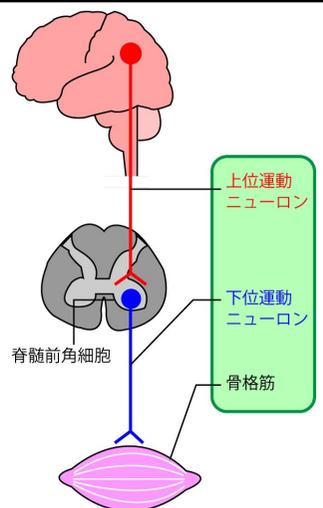
運動神経系難病

- 筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
- パーキンソン病

100

筋萎縮性側索硬化症 (ALS)

上位運動ニューロンと下位運動ニューロンが脱落することにより全身の筋力低下、筋萎縮が進行する神経性疾患で運動ニューロン疾患



101

難病のある人の生活理解と支援 筋萎縮性側索硬化症 (ALS)

言語障害

嚥下障害

呼吸困難

歩行障害

102

パーキンソン病

神経伝達物質ドーパミンが不足する

により脳における運動のしくみ調整され運動がスムーズに。

ドーパミンが十分につくられている

つくられるドーパミンの量が減少

ドーパミン

運動の調節がうまく行われなくなり、体の動きが不自由に。

黒質

黒質

103

ふるえ
(振戦：しんせん)

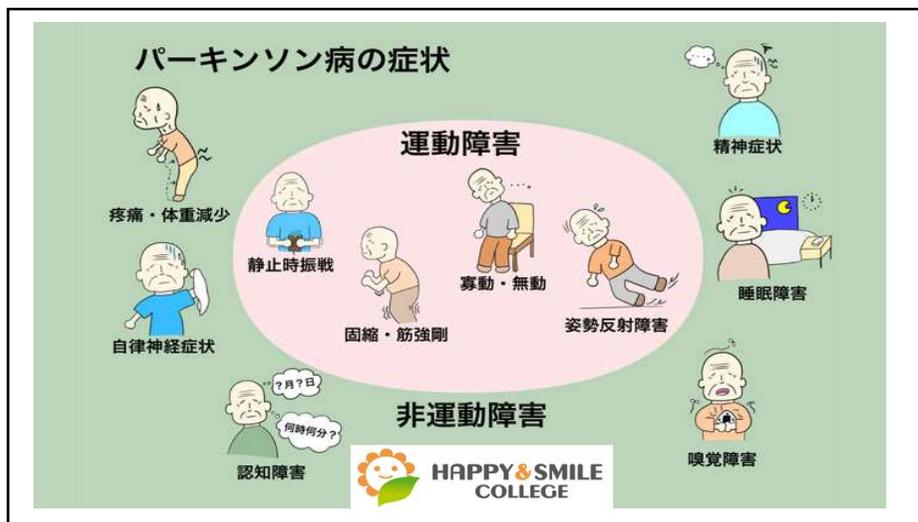
筋肉のこわばり
(筋固縮：きんこしゆく)

動作が遅くなる
(無動：むどう)

姿勢を保てなくなる
(姿勢保持障害)

パーキンソン病の4大症状

104



105



106



107

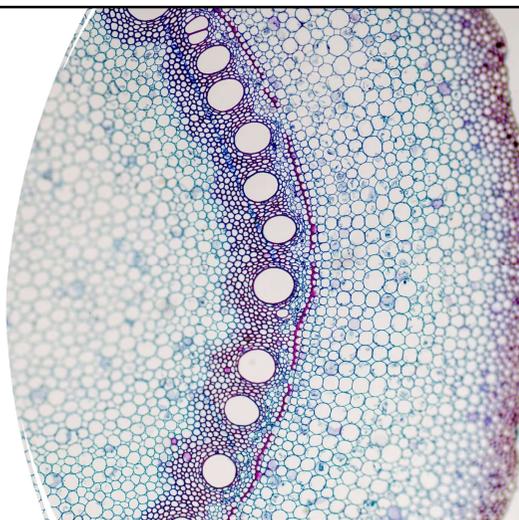
問題 7
パーキンソン病の症状として、すくみ足がみられる。

すくみ足がみられる。

108

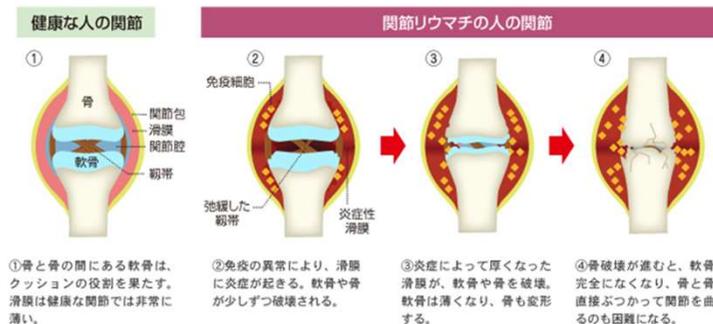
内臓・皮膚・ 血液系の難病

・悪性関節リウマチ



109

悪性関節リウマチ



110

リウマチの 症状



111

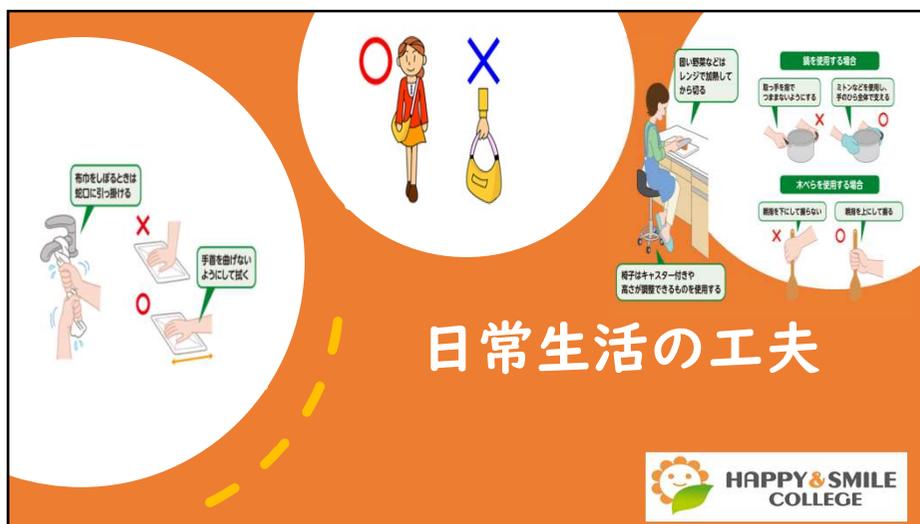
かんせつえん
関節炎は

たはつせい
「多発性 (複数の関節で起きる)」

たいしょうせい
「対称性 (左右対称に痛みが起きる)」

いどうせい
「移動性 (全身のあちこちに現れる)」

112



113

問題 8
関節リウマチの人の日常生活の留意点として、膝を曲げて寝る。



×

長時間同じ姿勢となり関節が固まりやすくなる。

114

3) QOLを高めるための支援

障害のある人への
各種手帳





115

障害者手帳制度

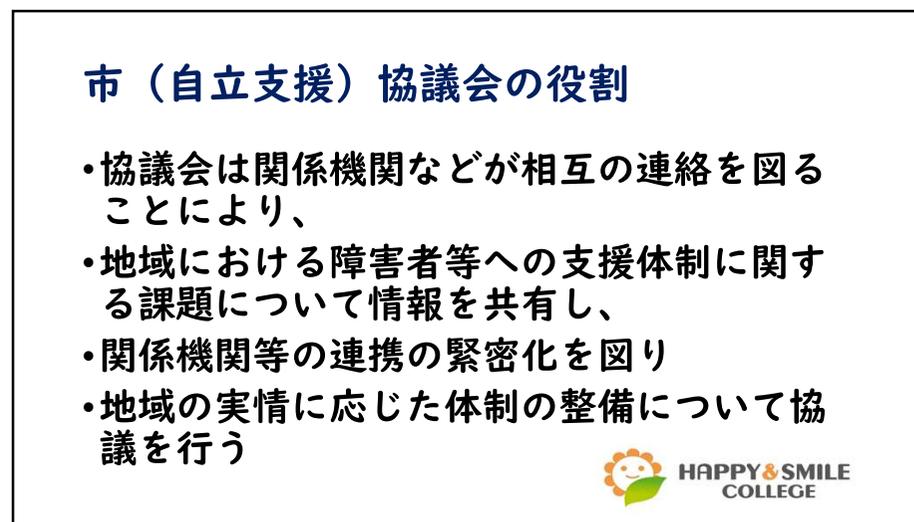
| 区分 | 手帳制度 | 等級等 | 有効期限 |
|-------|-------------|--------------|------|
| 身体障害者 | 身体障害者手帳 | 1～6級 | なし |
| 知的障害者 | 療育手帳 | A.B (自治体による) | あり |
| 精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳 | 1～3級 | 2年 |



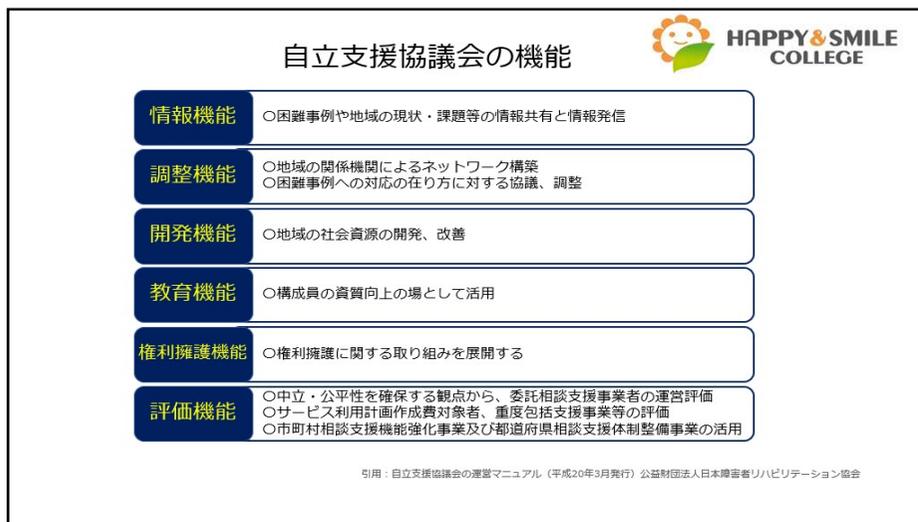
116



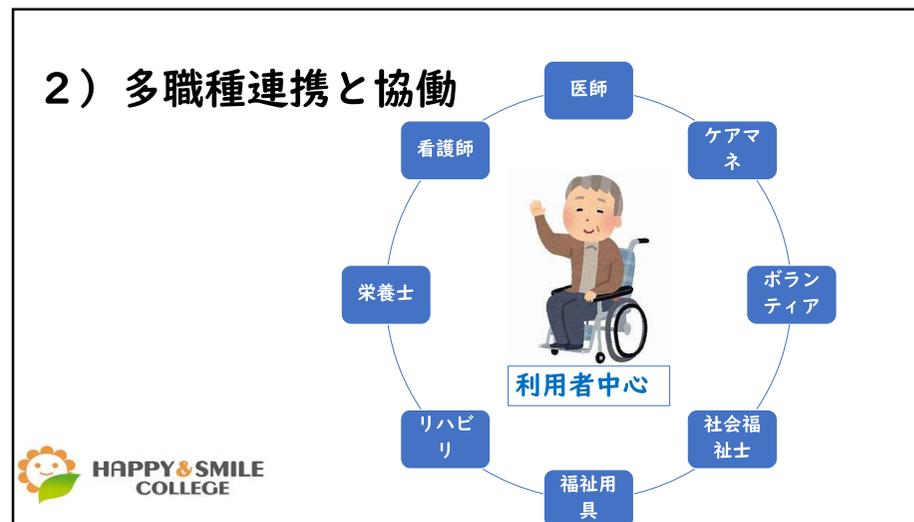
117



118



119



120

連携職種 

| 名称 | 概要 |
|----------------------|-------------------------------|
| 介護支援専門員 (高齢者) | 居宅介護事業所・介護保険施設に配置 ケアプランの作成 |
| 生活相談員(高齢) | 通所介護・介護老人福祉施設配置 |
| 支援相談員(高齢) | 老人保健施設に配置 |
| サービス提供責任者 (高齢・障害) | 訪問介護事業所・居宅介護事業所配置 介護計画作成 |
| サービス管理責任者 (障害) | 障害福祉サービス事業所配置 個別支援計画の作成 |

121

連携職種 

| 名称 | 概要 |
|---------------------|---|
| 生活支援員(障害) | 障害福祉サービス事業所に配置 相談援助・入退所手続き |
| 職業指導員(障害) | 就労移行支援、就労継続支援事業所配置 職業上の技術を習得させる訓練・指導 |
| 児童発達支援 管理責任者(障害) | 障害児通所支援事業所・障害児入所施設配置 児童発達支援計画の作成 |
| 相談支援専門員 (障害) | 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所に配置 サービス等利用計画の作成 |

122

問題 9
生活支援員は、介護老人福祉施設に配置されている。





障害福祉サービス事業所に配置

123

5 家族への支援：発達障害

図表 9-1-6 発達障害児者及び家族等支援事業（新規）

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">①ペアレントメンター養成等事業</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントメンターに必要な研修の実施 ○ペアレントメンターの活動費の支援 ○ペアレントメンター・コーディネーターの配置等 | <p style="text-align: center;">②家族のスキル向上支援事業</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施等 |
|--|---|



124

家族の支援

| | |
|---------|---|
| 家族会 | 身内に障害のある人の家族の会 |
| ピアサポート | 「仲間同士の支え合い」 |
| レスパイト | 介護者を、介護から開放して休息させること |
| グリーフ・ケア | <u>大切な人を亡くした人に対して、喪失感や悲しみの中でのサポートを行うこと。</u> |



125

問題 10

子育てに悩んでいる、発達障害の子どもへの支援として、ペアレント・メーターを紹介することは適切である。



126



介護福祉士国家試験対策講座

障害の理解：終わり

127